

2026年4月15日

各 位

会 社 名 株式会社リスクル  
代表者名 代表取締役社長 松田 航  
(コード：291A、東証グロース市場)  
問合せ先 経営管理室長 竹浦 那歩  
(TEL. 050-5530-2815)

### 監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第4回定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。またこれに伴い、定款の一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員の変動に関する議案を同株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

取締役会の監査・監査機能の強化、権限委譲による迅速な意思決定と業務遂行により、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営の公正性・透明性・効率性の向上を図ることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

2026年6月26日開催予定の第4回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の目的

① 上記 1. に記載の監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等と、これらに伴う章数及び号数の変更、体裁を整えるための番号表記の変更を行うものであります。

② 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)に基づく、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催を可能とするため、定款第11条2項を新設するものであります。

なお、本議案の上程にあたり、当社は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

##### (2) 変更内容

定款変更の内容は別紙「定款変更案」をご参照ください。

##### (3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2026年6月26日(予定)

定款一部変更の効力発生日 2026年6月26日(予定)

3. 役員の変動について

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

氏名	新役職名	現役職名
松田 航	代表取締役社長	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	現役職名
小南 紳哉	社外取締役 監査等委員	常勤社外監査役
友田 順	社外取締役 監査等委員	社外監査役
東 伸之	社外取締役 監査等委員	社外取締役

(3) 退任予定取締役及び監査役

氏名	現役職名
清水 達也	社外取締役
竹上 創	社外取締役
下山 随	社外監査役

(4) 異動予定日

2026年6月26日

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条&lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 &lt;新設&gt;</p> <p>第12条～第16条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、7名以内とする。 &lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 &lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> &lt;削除&gt; (3) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第12条～第16条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条＜条文省略＞</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第23条＜条文省略＞</p> <p>(取締役会規程) 第24条＜条文省略＞</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条＜条文省略＞</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役への委任)</u></p> <p><u>第21条 取締役会は、会社法399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条＜現行どおり＞</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条＜現行どおり＞</p> <p>(取締役会規程) 第25条＜現行どおり＞</p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条＜現行どおり＞</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第 27 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任の方法)</u> 第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第 32 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u> 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)  <u>第35条&lt;条文省略&gt;</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)  <u>第36条&lt;条文省略&gt;</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)  <u>第37条&lt;条文省略&gt;</u></p> <p>(配当財産の除斥期間)  <u>第38条&lt;条文省略&gt;</u></p> <p><u>附則</u>  <u>変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、当社が当社の株式につき株式会社東京証券取引所により上場の承認を受けた日から効力を生ずるものとする。</u>  <u>なお、本附則は、効力発生後に削除する。</u></p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)  <u>第30条&lt;現行どおり&gt;</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)  <u>第31条&lt;現行どおり&gt;</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)  <u>第32条&lt;現行どおり&gt;</u></p> <p>(配当財産の除斥期間)  <u>第33条&lt;現行どおり&gt;</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>